



2013年4月3日 第2013-19号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 産業政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

中小企業取引ホットラインを設置 中小企業庁

中小企業庁では、4月1日より「中小企業取引ホットライン」を設置し受付を開始しました。

JAM真中会長も出席している中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会で中小企業・小規模事業者が相談しやすい環境の整備を行うことがきめられました。

中小企業・小規模事業者からの様々な取引上の悩みなどに関する相談を直接電話で受け付けます。相談者の秘密は厳守されますので相談に活用してください。

「中小企業ホットライン」においては、消費税率の引上げを見据えた親事業者による下請事業者に対する買いたたき等の下請代金法違反行為などについての相談についても受け付けます。なお、相談者の秘密は厳守されますので遠慮なく相談してください。

相談先 中小企業庁「中小企業取引ホットライン」 03-3501-7061（平日 9:30~17:00）

下請事業者を始めとする中小企業・小規模事業者の方々が、取引上の悩みについて相談しやすい環境を整備するため、下請代金法の相談に限らず、中小企業の取引全般の相談や親事業者による下請代金法違反行為の情報提供・申告等を電子メールで受け付ける、「中小企業取引目安箱」を昨年11月に設置しています。

※ 問い合わせについては「氏名、電話番号、住所」を必ず記入して下さい。

取引相談専用メールアドレス： shitauke-torihiki☆meti.go.jp

（注：メールの宛先を入力される際に☆を@に変えて下さい）

（下請代金法の適用範囲）

①物品の製造・修理、プログラムの作成、運送・物品の倉庫保管・情報処理に係る役務提供の委託

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人含む）

②情報成果物の作成、役務提供の委託（上記①を除く。）

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人含む）